

令和5年4月20日

保護者 各位

名護市立東江中学校
校長 具志堅 勝司
(公印省略)

校則の一部改正について

山々の新緑が美しく感じられる季節となりました。皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動について格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月から東江中学校校則の「一部改正」がございましたので、保護者各位へ周知致します。

記

【 新旧対照表：あしあと参照 】 部分が変更点

令和4年度（旧校則）◎頭髪・眉	令和5年度（新校則）◎頭髪・眉
①頭髪は、清潔に <u>保ち中学生らしい髪型に整える。</u>	①頭髪は、清潔に <u>保つ。</u>
②前髪は <u>眉</u> を覆わない。	②前髪は <u>目</u> を覆わない。
④極端な髪型の変形は不可。（極端に一部や側面を短くする、長くするなど変形した髪型など）	④極端な髪型は不可。（極端に一部や側面を短くする、長くするなど変形した髪型など）
⑦ <u>眉を抜いたり、剃ったりして整えるのは不可。</u>	⑦ <u>眉の極端な変形は不可。</u>
	⑧ <u>顔に剃りを入れるのは不可。</u>
⑨香料を伴う、制汗剤や香水は不可。	⑩香料を伴う、制汗剤や香水は不可。 <u>（無香料でもスプレータイプの校内へ持ち込みも不可とする）</u>

○今年度初めに学級活動時に、担任から「あしあと」の読み合わせを行い、校則について確認を行ったところです。

上記の通り、昨年度から校則の大きな変更はありませんが「一部改正」に伴い、保護者へも周知致します。生徒が持参する「あしあと：P33・34」を参照していただき極端な変形については校則違反になりますので、ご家庭でも親子でご確認下さい。

※極端な変形については、家庭・学校においても判断が難しい場面があります。

最終的に「将来、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身につける」という規準で考え指導していきます。ご理解・ご協力をよろしく願います。